



流山市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和2年6月4日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 森 亮



令和元年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[社会福祉法人 まほろばの里]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の目的及び方法	1
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	3

令和元年度公の施設の指定管理者監査報告

第1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一
森 亮 二

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公
の施設の指定管理者監査

第3 監査の期間

自 令和元年11月1日
至 令和2年3月25日

第4 監査の対象

公の施設の名称 流山市心身障害者福祉作業所 さつき園
指定管理者の名称 社会福祉法人 まほろばの里
所管部課 健康福祉部 障害者支援課

第5 監査の範囲

平成30年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び所管部
課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し発生する事務事
業については、他の年度を含むものとした。）。

第6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき実施
に当たっては、指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うととも
に関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）、流山市公の施設
に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市
規則第52号）及び流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する
条例（昭和53年流山市条例第35号）並びに流山市心身障害者福祉作業
所さつき園の管理に関する基本協定書及び流山市心身障害者福祉作業所
さつき園の指定管理者の業務等に関する仕様書に沿った適正な管理運営
が行われているかに主眼を置いた。

また、所管部課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

名 称：流山市心身障害者福祉作業所さつき園

所在地：流山市駒木台 238 番地の 1

構 造：鉄骨造平屋建て

延床面積：960 m²（専有面積 337.84 m²、共用面積 502.01 m²）

定 員：40 名 就労継続支援 B 型事業所

2 管理業務の範囲

- ・年間指導計画及び個別支援計画の作成業務
- ・作業指導及び生活指導に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・庶務に関する業務
- ・保安警備業務
- ・施設保全業務
- ・その他の業務

3 指定管理者の概要

(1) 名 称 社会福祉法人 まほろばの里

(2) 所在地 流山市野々下 1 丁目 319 番地

(3) 設 立 平成 3 年 12 月 19 日

4 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

5 平成 30 年度指定管理料

0 円

国・県・市からの訓練等給付費収入により運営をしている。

6 平成 30 年度収支決算額

収 入 63,651,882 円

支 出 73,138,333 円

収支差額 △9,486,451 円

7 平成 30 年度実績

- (1) 在籍人数：39 名（平成 31 年 3 月 31 日現在）
- (2) 支払工賃：月一人当たり平均工賃 18,050 円
※平成 29 年度 16,050 円、千葉県平均工賃 14,308 円
- (3) 自主事業：受注作業
パン・焼き菓子の製造販売
施設外就労作業
- (4) 利用状況

延利用人数	開所日数	1日当たり 平均利用者数
8,661人	248日	34.9人

第 8 監査の結果

1 総合意見

流山市心身障害者福祉作業所さつき園は、「雇用されることが困難である心身障害者に自活に必要な指導及び訓練を行うとともに、仕事を与えて、その自立の助長を図る」ことを目的として設置され、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人まほろばの里が管理運営を行っている。

指定管理者においては、利用者の年間指導計画書及び個別支援計画書を作成するなどの管理業務に加え、自主事業として受注作業、パン・焼き菓子の製造販売及び施設外就労作業に取り組み、利用者が社会活動に参加することで自立の助長を図っている。また、経済的利益も得て、工賃上昇につなげている。更に、利用者の満足度を高めていくために、工賃だけではなく、施設に通うことの楽しさを大切にしており、管理運営に対する努力を大変評価するものである。

しかしながら、事務手続においては、備品管理について指摘すべき点や、また、報告書の提出時期や個人情報の管理方針などに改善を求める点があり、より適正な事務手続に努められたい。

所管部課においては、平成 29 年度以降の年度協定が締結されていなかった。また、仕様書と基本協定書にそごが見られたので、これらを指摘事項とした。

今回の監査を通じて、施設の目的の達成を更に一層推進されることを期待する。

2 個別意見

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの、一部について「表1 指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項が認められた。指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
社会福祉法人 まほろばの里	1							1	2	0
健康福祉部 障害者支援課	1				1			2	0	0
合 計	2	0	0	0	1	0	0	3	2	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

・流山市心身障害者福祉作業所さつき園の指定管理者の業務等に関する仕様書では、指定管理者は備品台帳に則して年2回の備品の整理を行い、点検した備品については、次年度4月末日までに市に、台帳の提出をもって報告することとあるものの、点検・報告を行っていなかった。仕様書に基づき適切な点検及び報告を徹底されたい。

(社会福祉法人 まほろばの里)

・平成 29 年度以降の年度協定が締結されていなかった。所管部課は指定管理料が発生しないため年度協定は必要ないとの認識であったが、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則との整合がとれておらず、今後、指定管理者制度所管部課と協議し適切に対応されたい。

(健康福祉部障害者支援課)

<今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項>

・前年度の事業報告書の提出期限について、流山市心身障害者福祉作業所さつき園の指定管理者の業務等に関する仕様書と流山市心身障害者福祉作業所さつき園の管理に関する基本協定書にそごがあった。適正な事務の執行をされたい。

(健康福祉部障害者支援課)

(2) 検討・要望事項

・流山市心身障害者福祉作業所さつき園の管理に関する基本協定書では、月ごとの事業の実施状況、さつき園等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書の提出については、「翌月 10 日まで」とあるが、提出が遅れていたり、施設利用者数の誤りが散見された。適正な事務の執行を要望する。

(社会福祉法人 まほろばの里)

・個人情報の管理について、現時点では検討の余地がある。今後、担当課と協議の上、情報セキュリティ対策への取組を速やかに実施することを要望する。

(社会福祉法人 まほろばの里)